

外国為替令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)(第一条関係)	1
輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第二百七十八号)(第二条関係)	8
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第二百二十七号)(第二条関係)	10
外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令(昭和五十五年政令第二百五十九号)(第四条関係)	11
電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)(第五条関係)	13
経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(第六条関係)	14

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 支払等（第六条 第八条の二）</p> <p>第四章 資本取引等（第九条 第十八条の三）</p> <p>第四章の二 報告等（第十八条の四 第十八条の九）</p> <p>第五章 雑則（第十九条 第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（銀行等の確認義務の対象となる取引等）</p> <p>第七条 法第十七条第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為（財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十五条第六項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する役員取引等</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（経常的経費等）</p> <p>第九条 法第二十条第十一号に規定する政令で定める資金の授受は、次に掲げる資金の授受とする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 支払等（第六条 第八条の二）</p> <p>第四章 資本取引等（第九条 第十八条の三）</p> <p>第四章の二 報告等（第十八条の四 第十八条の九）</p> <p>第五章 雑則（第十九条 第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（銀行等の確認義務の対象となる取引等）</p> <p>第七条 法第十七条第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為（財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十五条第四項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する役員取引等</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（経常的経費等）</p> <p>第九条 法第二十条第十一号に規定する政令で定める資金の授受は、次に掲げる資金の授受とする。</p> <p>一 （略）</p>

二 法人の本邦にある事務所が行う次のイから八までに掲げる取引につき当該法人の本邦にある事務所と外国にある事務所との間で行われる当該イから八までに定める資金の授受

イ (略)

ロ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引 当該取引に係る当該貨物の売買代金又は当該取引に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受

2
略)
八 (略)

(役務取引の許可等)

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術(次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。)を特定の外国において提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引とする。

2 法第二十五条第三項第一号に定める行為をしようとする者) 当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について同条第一項の許可を受けている者を除く。()は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

3 法第二十五条第四項に規定する政令で定める外国相互間の貨

二 法人の本邦にある事務所が行う次のイから八までに掲げる取引につき当該法人の本邦にある事務所と外国にある事務所との間で行われる当該イから八までに定める資金の授受

イ (略)

ロ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引 当該取引に係る当該貨物の売買代金又は当該取引に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受

2
(略)
八 (略)

(役務取引の許可等)

第十七条 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引とする。

(新設)

2 法第二十五条第一項第二号に規定する政令で定める外国相互

物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

一 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引

二 輸出貿易管理令別表第一の二から一六までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第三に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ及び第二十七条第二項において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロにおいて「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

ロ（略）

4 | 法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

5 | 第一項又は第三項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条

間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

一 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引

二 輸出貿易管理令別表第一の二から一六までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第三に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（ロにおいて「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロにおいて「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

ロ（略）

3 | 居住者が法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

4 | 第一項又は第二項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条

第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

第十八条 法第二十五条第五項に規定する政令で定める役務取引は、鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引（当該役務取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令又は経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

2 居住者が法第二十五条第五項の規定による財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けようとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならぬ。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第六項の規定に基づき居住者が役務取引等（同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第十八条の三において同じ。）を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定し、するものとする。

4・5 (略)

(税関長の確認等)

第十八条の二 税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術の内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第二項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けることを要しないこと

第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

第十八条 法第二十五条第三項に規定する政令で定める役務取引は、鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引（当該役務取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令又は経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

2 居住者が法第二十五条第三項の規定による財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けようとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならぬ。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第四項の規定に基づき居住者が役務取引等（同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第十八条の三において同じ。）を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定し、するものとする。

4・5 (略)

(法令の違反に対する制裁の通知)

第十八条の二 (新設)

とを確認しなければならない。

2 | 税関長は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

3 | (略)

(役務取引等の制限の範囲等)

第十八条の三 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条の二第四項の規定に基づき、法第二十五条第六項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行つた者に対し、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする役務取引等又はその許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

2 | 4 (略)

(その他の報告)

第十八条の八 財務大臣又は経済産業大臣は、法第五十五条の八の規定に基づき、法第一章、第三章、第四章及び第六章の三に限る。以下この項において同じ。)及びこの政令の施行に必要な限度において、法の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項について報告を求める場合には、これらの者に対する通知その他の財務省令又は経済産業省令で定める方法により、当

(新設)

(略)

(役務取引等の制限の範囲等)

第十八条の三 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条の二第四項の規定に基づき、法第二十五条第四項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行つた者に対し、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする役務取引等又はその許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

2 | 4 (略)

(その他の報告)

第十八条の八 財務大臣又は経済産業大臣は、法第五十五条の八の規定に基づき、法第一章、第三章及び第四章に限る。以下この項において同じ。)及びこの政令の施行に必要な限度において、法の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項について報告を求める場合には、これらの者に対する通知その他の財務省令又は経済産業省令で定める方法により、当該報告を求め

該報告を求める事項を指定するものとする。

2 (略)

(事務の委任)

第二十六条 財務大臣又は経済産業大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法(第一章、第三章、第四章及び第六章の二(第五十五条の二、第五十五条の五及び第五十五条の六を除く。))に限る。第十号において同じ。)の施行に関する事務は、次に掲げる事務のうち財務省令又は経済産業省令で定める事務とする。

一～五 (略)

六 法第二十五条第五項の規定又は第六条第二項、第十一条第三項、第十五条第二項若しくは第十八条第四項の規定による許可に関する事務

七～十 (略)

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等)

第二十七条 法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程又は航続距離が三百キロメートル以上のものとする。

2 法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術(輸出貿易管理令別表第一の一の項(五)、(六)及び(十)から(十二)までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る

る事項を指定するものとする。

2 (略)

(事務の委任)

第二十六条 財務大臣又は経済産業大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法(第一章、第三章、第四章及び第六章の二(第五十五条の二、第五十五条の五及び第五十五条の六を除く。))に限る。第十号において同じ。)の施行に関する事務は、次に掲げる事務のうち財務省令又は経済産業省令で定める事務とする。

一～五 (略)

六 法第二十五条第三項の規定又は第六条第二項、第十一条第三項、第十五条第二項若しくは第十八条第四項の規定による許可に関する事務

七～十 (略)

(新設)

技術を除く。)とする。

別表(第十七条関係)

一六	一)	
	(略)	技 術
	(略)	外 国

別表(第十七条関係)

一六	一)	
	(略)	技 術
	(略)	地 域

改正案	現行
<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第六号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。</p> <p>イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができると若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（口、第三号、第四号及び第十三条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（口、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</p> <p>口（略）</p> <p>二、六（略）</p> <p>二、四（略）</p>	<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第六号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。</p> <p>イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができると若しくは無人航空機（口、第三号及び第四号において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（口、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</p> <p>口（略）</p> <p>二、六（略）</p> <p>二、四（略）</p>

(報告)

第十条 経済産業大臣は、法(第六章及び第六章の三に限る。)及びこの政令の施行に必要な限度において、貨物を輸出しようとする者、貨物を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人から必要な報告を徴することができる。

第十二条 (略)

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物)

第十三条 法第六十九条の六第二項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第一の一の項(五)、(六)及び(十)から(十二)までを除く。(及び同表の二から四までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。))とする。

(報告)

第十条 経済産業大臣は、この政令の施行に必要な限度において、貨物を輸出しようとする者、貨物を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人から必要な報告を徴することができる。

第十二条 (略)

(新設)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第百二十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 合衆国軍隊等以外の者の軍票による支払等（第四条）</p> <p>第三章 合衆国軍隊等の行為又は取引（第五条 第十条）</p> <p>附則</p> <p>第八条 （略）</p> <p>（役務取引等）</p> <p>第九条 第三条に規定する者については、法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項に規定する義務を免除する。</p> <p>第十条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 合衆国軍隊等以外の者の軍票による支払等（第四条）</p> <p>第三章 合衆国軍隊等の行為又は取引（第五条 第九条）</p> <p>附則</p> <p>第八条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第九条 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第九条及び第六十八条の主務大臣）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第九条及び第六十八条における主務大臣は、次に掲げる取引、行為若しくは支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）の停止又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問については経済産業大臣とし、その他の取引、行為若しくは支払等の停止又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問については財務大臣とする。</p> <p>一 法第四章の規定の適用を受ける取引又は行為のうち次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>（削る）</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 法第二十五条第一項から第三項までに規定する取引又は行為</p> <p>ニ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引</p> <p>二・三（略）</p> <p>（法第二十五条第五項等の主務大臣）</p> <p>第三条の二 法第二十五条第五項及び第六項並びに第二十五条の</p>	<p>（法第九条及び第六十八条の主務大臣）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第九条及び第六十八条における主務大臣は、次に掲げる取引、行為若しくは支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）の停止又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問については経済産業大臣とし、その他の取引、行為若しくは支払等の停止又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問については財務大臣とする。</p> <p>一 法第四章の規定の適用を受ける取引のうち次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ 法第二十五条第一項第一号及び第二項に規定する取引</p> <p>（新設）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（法第二十五条第三項等の主務大臣）</p> <p>第三条の二 法第二十五条第三項及び第四項並びに第二十五条の</p>

二第四項における主務大臣は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める取引に係る事項については経済産業大臣とし、その他の取引に係る事項については財務大臣とする。

一 法第二十五条第五項 第一条第一号イに掲げる取引又は同号口に掲げる取引に該当する役務取引

二 法第二十五条第六項及び第二十五条の二第四項 前号に定める役務取引及び第一条第一号二に掲げる取引

(法第五十五条の主務大臣)

第三条の三 法第五十五条における主務大臣は、第一条第三号に掲げる支払等に係る報告(同条第一号に掲げる取引又は行為に直接伴つてする支払等並びに同条第三号口及び八に掲げる行為に直接伴つてする支払等に係る報告のうち、国際収支に関する統計を作成するために必要なものを除く。)については経済産業大臣とし、その他の支払等に係る報告については財務大臣とする。

(法第五十五条の八等の主務大臣)

第四条 法第五十五条の八、第五十六条、第六十七条、第六十八条の二、第六十九条及び第六十九条の四における主務大臣は、法及びこの政令の他の規定の定めるところにより法の施行に関する事務を所管する大臣とする。

二第四項における主務大臣は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める取引に係る事項については経済産業大臣とし、その他の取引に係る事項については財務大臣とする。

一 法第二十五条第三項 第一条第一号イに掲げる取引又は同号八に掲げる取引に該当する役務取引

二 法第二十五条第四項及び第二十五条の二第四項 前号に定める役務取引及び第一条第一号口に掲げる取引

(法第五十五条の主務大臣)

第三条の三 法第五十五条における主務大臣は、第一条第三号に掲げる支払等に係る報告(同条第一号に掲げる取引に直接伴つてする支払等並びに同条第三号口及び八に掲げる行為に直接伴つてする支払等に係る報告のうち、国際収支に関する統計を作成するために必要なものを除く。)については経済産業大臣とし、その他の支払等に係る報告については財務大臣とする。

(法第五十五条の八等の主務大臣)

第四条 法第五十五条の八、第五十六条、第六十七条、第六十八条の二、第六十九条、第六十九条の二及び第六十九条の四における主務大臣は、法及びこの政令の他の規定の定めるところにより法の施行に関する事務を所管する大臣とする。

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第四項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・経済産業省令で定めるものを含む。）</p> <p>二）七（略）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項第一号（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・経済産業省令で定めるものを含む。）</p> <p>二）七（略）</p> <p>6・7（略）</p>

改正案	現行
<p>（安全保障貿易審査課の所掌事務）</p> <p>第五十四条 安全保障貿易審査課は、次に掲げる事務（第五十条第二号に掲げる事務に係るものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項から第四項までに規定する取引又は行為の許可に関すること。</p>	<p>（安全保障貿易審査課の所掌事務）</p> <p>第五十四条 安全保障貿易審査課は、次に掲げる事務（第五十条第二号に掲げる事務に係るものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び第二項に規定する取引の許可に関すること。</p>